

診療報酬の算定方法の一部を改正する件

○厚生労働省告示第二十八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十六条第二項（同法第四百四十九条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七十一条第一項の規定に基づき、診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の一部を次の表のように改正し、令和七年四月一日から適用する。

令和七年二月二十日

厚生労働大臣 福岡 資麿

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別表第一 (略)</p> <p>別表第二 歯科診療報酬点数表 [目次] (略) 第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第1部 医学管理等</p> <p>区分 B000～B001 (略) B001-2 歯科衛生実地指導料 1・2 (略) 注1・2 (略)</p> <p>3 1及び2について、口腔機能^{くう}の発達不全を有する患者又は口腔機能^{くう}の低下を来している患者に対して、主治の歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、注1又は注2に規定する実地指導と併せて口腔機能^{くう}に係る指導を行った場合は、口腔機能指導加算として、<u>12点</u>を所定点数に加算する。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>B001-3～B018 (略) 第2部～第11部 (略)</p>	<p>別表第一 (略)</p> <p>別表第二 歯科診療報酬点数表 [目次] (略) 第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第1部 医学管理等</p> <p>区分 B000～B001 (略) B001-2 歯科衛生実地指導料 1・2 (略) 注1・2 (略)</p> <p>3 1及び2について、口腔機能^{くう}の発達不全を有する患者又は口腔機能^{くう}の低下を来している患者に対して、主治の歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、注1又は注2に規定する実地指導と併せて口腔機能^{くう}に係る指導を行った場合は、口腔機能指導加算として、<u>10点</u>を所定点数に加算する。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>B001-3～B018 (略) 第2部～第11部 (略)</p>

第12部 歯冠修復及び欠損補綴

通則
(略)

第1節 歯冠修復及び欠損補綴料

区分

(歯冠修復及び欠損補綴診療料)

M000～M002-2 (略)

M003 印象採得

1～3 (略)

注1 1について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、区分番号M011に掲げるレジン前装金属冠、区分番号M011-2に掲げるレジン前装チタン冠又は区分番号M015-2に掲げるCAD/CAM冠を製作することを目的として、前歯部の印象採得を行うに当たって、歯科医師が歯科技工士とともに対面で色調採得及び口腔内の確認等を行い、当該補綴物の製作に活用した場合には、歯科技工士連携加算1として、60点を所定点数に加算する。ただし、同時に2以上の補綴物の製作を目的とした印象採得を行った場合であって

第12部 歯冠修復及び欠損補綴

通則
(略)

第1節 歯冠修復及び欠損補綴料

区分

(歯冠修復及び欠損補綴診療料)

M000～M002-2 (略)

M003 印象採得

1～3 (略)

注1 1について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、区分番号M011に掲げるレジン前装金属冠、区分番号M011-2に掲げるレジン前装チタン冠又は区分番号M015-2に掲げるCAD/CAM冠を製作することを目的として、前歯部の印象採得を行うに当たって、歯科医師が歯科技工士とともに対面で色調採得及び口腔内の確認等を行い、当該補綴物の製作に活用した場合には、歯科技工士連携加算1として、50点を所定点数に加算する。ただし、同時に2以上の補綴物の製作を目的とした印象採得を行った場合であって

も、歯科技工士連携加算 1 は 1 回として算定する。

2 1 について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、区分番号 M 0 1 1 に掲げるレジン前装金属冠、区分番号 M 0 1 1—2 に掲げるレジン前装チタン冠又は区分番号 M 0 1 5—2 に掲げる CAD/CAM 冠を製作することを目的として、前歯部の印象採得を行うに当たって、歯科医師が歯科技工士とともに情報通信機器を用いて色調採得及び口腔内の確認等を行い、当該補綴物の製作に活用した場合には、歯科技工士連携加算 2 として、80 点を所定点数に加算する。ただし、同時に 2 以上の補綴物の製作を目的とした印象採得を行った場合であっても、歯科技工士連携加算 2 は 1 回として算定する。

3～5 (略)

M 0 0 3—2～M 0 0 5—2 (略)

M 0 0 6 咬合採得

も、歯科技工士連携加算 1 は 1 回として算定する。

2 1 について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、区分番号 M 0 1 1 に掲げるレジン前装金属冠、区分番号 M 0 1 1—2 に掲げるレジン前装チタン冠又は区分番号 M 0 1 5—2 に掲げる CAD/CAM 冠を製作することを目的として、前歯部の印象採得を行うに当たって、歯科医師が歯科技工士とともに情報通信機器を用いて色調採得及び口腔内の確認等を行い、当該補綴物の製作に活用した場合には、歯科技工士連携加算 2 として、70 点を所定点数に加算する。ただし、同時に 2 以上の補綴物の製作を目的とした印象採得を行った場合であっても、歯科技工士連携加算 2 は 1 回として算定する。

3～5 (略)

M 0 0 3—2～M 0 0 5—2 (略)

M 0 0 6 咬合採得

1・2 (略)

注1 2のイ(2)並びにロ(2)及び(3)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、ブリッジ又は有床義歯を製作することを目的として、咬合採得を行うに当たって、歯科医師が歯科技工士とともに対面で咬合状態の確認等を行い、当該補綴物の製作に活用した場合には、歯科技工士連携加算1として、60点を所定点数に加算する。

2 2のイ(2)並びにロ(2)及び(3)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、ブリッジ又は有床義歯を製作することを目的として、咬合採得を行うに当たって、歯科医師が歯科技工士とともに情報通信機器を用いて咬合状態の確認等を行い、当該補綴物の製作に活用した場合には、歯科技工士連携加算2として、80点を所定点数に加算する。

3～5 (略)

1・2 (略)

注1 2のイ(2)並びにロ(2)及び(3)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、ブリッジ又は有床義歯を製作することを目的として、咬合採得を行うに当たって、歯科医師が歯科技工士とともに対面で咬合状態の確認等を行い、当該補綴物の製作に活用した場合には、歯科技工士連携加算1として、50点を所定点数に加算する。

2 2のイ(2)並びにロ(2)及び(3)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、ブリッジ又は有床義歯を製作することを目的として、咬合採得を行うに当たって、歯科医師が歯科技工士とともに情報通信機器を用いて咬合状態の確認等を行い、当該補綴物の製作に活用した場合には、歯科技工士連携加算2として、70点を所定点数に加算する。

3～5 (略)

M007 仮床試適（1床につき）

1～4 （略）

注1 2及び3について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、有床義歯等を製作することを目的として、仮床試適を行うに当たって、歯科医師が歯科技工士とともに対面で床の適合状況の確認等を行い、当該補綴物の製作に活用した場合には、歯科技工士連携加算1として、60点を所定点数に加算する。

2 2及び3について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、有床義歯等を製作することを目的として、仮床試適を行うに当たって、歯科医師が歯科技工士とともに情報通信機器を用いて床の適合状況の確認等を行い、当該補綴物の製作に活用した場合には、歯科技工士連携加算2として、80点を所定

M007 仮床試適（1床につき）

1～4 （略）

注1 2及び3について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、有床義歯等を製作することを目的として、仮床試適を行うに当たって、歯科医師が歯科技工士とともに対面で床の適合状況の確認等を行い、当該補綴物の製作に活用した場合には、歯科技工士連携加算1として、50点を所定点数に加算する。

2 2及び3について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、有床義歯等を製作することを目的として、仮床試適を行うに当たって、歯科医師が歯科技工士とともに情報通信機器を用いて床の適合状況の確認等を行い、当該補綴物の製作に活用した場合には、歯科技工士連携加算2として、70点を所定

点数に加算する。

3～5 (略)

M008～M041 (略)

第2節・第3節 (略)

第13部～第15部 (略)

別表第三

調剤報酬点数表

[目次]

(略)

通則

(略)

第1節 (略)

第2節 薬学管理料

区分

10・10の2 (略)

10の3 服薬管理指導料

1～4 (略)

注1～6 (略)

7 調剤を行う医薬品を患者が選択するために必要な説明及び指導を行ったイ又はロに掲げる場合には、特定薬剤管理指導加算3として、患者1人につき当該品目に関して最初に処方された1回に限り、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。

イ 特に安全性に関する説明が必要な場合として当該医薬品の医薬品リスク管理計画に基づき製造販売業者が作成した当該医薬品に係る安全管理等に関する資料を当該患者に対して最初に用いた場合 5点

ロ 調剤前に医薬品の選択に係る情報が特に必

点数に加算する。

3～5 (略)

M008～M041 (略)

第2節・第3節 (略)

第13部～第15部 (略)

別表第三

調剤報酬点数表

[目次]

(略)

通則

(略)

第1節 (略)

第2節 薬学管理料

区分

10・10の2 (略)

10の3 服薬管理指導料

1～4 (略)

注1～6 (略)

7 調剤を行う医薬品を患者が選択するために必要な説明及び指導を行ったイ又はロに掲げる場合には、特定薬剤管理指導加算3として、患者1人につき当該品目に関して最初に処方された1回に限り、5点を所定点数に加算する。

イ 特に安全性に関する説明が必要な場合として当該医薬品の医薬品リスク管理計画に基づき製造販売業者が作成した当該医薬品に係る安全管理等に関する資料を当該患者に対して最初に用いた場合

ロ 調剤前に医薬品の選択に係る情報が特に必

	要な患者に説明及び指導を行った場合	<u>10点</u>
	8～15 (略)	
1 1～1 3	(略)	
1 3の2	かかりつけ薬剤師指導料	76点
	注1～4 (略)	
	5 調剤を行う医薬品を患者が選択するために必要な説明及び指導を行ったイ又はロに掲げる場合には、特定薬剤管理指導加算3として、患者1人につき当該品目に関して最初に処方された1回に限り、 <u>次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。</u>	
	イ 特に安全性に関する説明が必要な場合として当該医薬品の医薬品リスク管理計画に基づき製造販売業者が作成した当該医薬品に係る安全管理等に関する資料を当該患者に対して最初に用いた場合	<u>5点</u>
	ロ 調剤前に医薬品の選択に係る情報が特に必要な患者に説明及び指導を行った場合	<u>10点</u>
	6～10 (略)	
1 3の3～1 9	(略)	
	第3節～第5節 (略)	

	要な患者に説明及び指導を行った場合	
	8～15 (略)	
1 1～1 3	(略)	
1 3の2	かかりつけ薬剤師指導料	76点
	注1～4 (略)	
	5 調剤を行う医薬品を患者が選択するために必要な説明及び指導を行ったイ又はロに掲げる場合には、特定薬剤管理指導加算3として、患者1人につき当該品目に関して最初に処方された1回に限り、 <u>5点</u> を所定点数に加算する。	
	イ 特に安全性に関する説明が必要な場合として当該医薬品の医薬品リスク管理計画に基づき製造販売業者が作成した当該医薬品に係る安全管理等に関する資料を当該患者に対して最初に用いた場合	
	ロ 調剤前に医薬品の選択に係る情報が特に必要な患者に説明及び指導を行った場合	
	6～10 (略)	
1 3の3～1 9	(略)	
	第3節～第5節 (略)	